

附属明細書

1. 特定資産の明細

特定資産の明細は、財務諸表に対する注記2.「特定資産の増減額及びその残高」に記載のとおりです。

2. 引当金の明細

引当金の明細は、財務諸表に対する注記6.「その他」に記載のとおりです。